

令和2年度の検証作業について

1 検証作業の範囲と対象

作業範囲：検証計画記載の条項について検証します。

令和2年度の検証条項

第4条～第12条、第17条、第30条～第33条、第37条、第38条

対象年度：検証計画に基づき、対象年度を『令和元年度実施分』とします。

2 検証作業を行う組織

検証作業は自治推進委員会が行います。

3 検証の視点

検証は、次の視点を基本とします。

- ①自治基本条例及び取扱要領に基づいた取り組みがされているか
- ②まちづくりの理念が損なわれていないか
- ③条項の内容が、現在の社会情勢の変化に合っているか

4 検証手順

逐条解説等により、検証対象となる条項の定義等について解釈を深め、検証計画記載の「検証内容及び方法」により意見交換をします。意見を整理し、検証結果としてまとめます。

自治基本条例運用状況検証計画(R1～R5)

R2.2.14

対象	条文	検証年度 検証の対象年度	実績					実績					計画					検証内容及び方法	
			22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5			
			(21)	(22)	(23)	(24)	見直し	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	見直し	(30)	(R1)	(R2)	(R3)		(R4)
町民	第2章																		
	第4条	生活に関する権利				◎	○				◎	○					◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。	
	第5条	子どもの権利				◎	○				◎	○					◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。	
	第6条	個人情報				◎	○				◎	○					◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。	
	第7条	参加に関する権利				◎	○				◎	○					◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。	
	第3章																		
	第8条	自立と自律				◎	○					◎	○					◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。
	第9条	まちづくりへの参加				◎	○					◎	○					◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。
	第10条	町民、行政及び議会との協働				◎	○					◎	○					◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。
	第11条	互いの権利を守る責任				◎	○					◎	○					◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。
	第12条	ふるさとと地球を守る責任				◎	○					◎	○					◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。
	行政	第4章																	
第13条		役割と責任				◎				○		◎				○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。
第14条		行政の執行				◎				○		◎				○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。
第15条		町民との関係				◎				○		◎				○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。
第16条		苦情・相談への対応				◎				○		◎				○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。
第17条		情報公開と説明責任	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	◎	行政における事前の予備知識や周知を目的とした町民に分かりやすい説明(会)等の取り組み状況により検証する。
第18条		危機管理				◎				○		◎				○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。
議会	第5章																		
	第19条	議会の役割と責任				◎				○		◎				○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。
	第20条	議会の運営				◎				○		◎				○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。
	第21条	議員の責任				◎				○		◎				○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。
行政	第7章																		
	第28条	総合計画				◎	○					◎	○					◎	総合計画策定の取組み状況により検証する。
	第29条	財政運営				◎				○		◎				○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。
	第30条	行政評価		○	○	◎	○			○		◎				○		◎	町の行政評価の実施状況(実施計画ローリング、予算編成、財政評価、第三者機関による評価)により検証する。
	第31条	情報公開・情報共有	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	◎	事務・事業の計画や成果の公表並びに委員会等の会議公開及び会議録の公開状況により検証する。
	第32条	審議会等における委員の公募	○	○	○	◎	○			○	◎	○	○	○	○	○	○	◎	現存する審議会・委員会等の委員構成と委嘱方法により検証する。
	第33条	参加の保障	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	◎	町民の意見を反映させるための事務・事業とパブリックコメントの実施状況により検証する。
	第34条	行政監視	○			◎					◎					○		◎	行政経営本部会議での検討後に検証する。
議会	第35条	開かれた議会				◎				○		◎				○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。
	第36条	選挙における情報共有				◎				○		◎				○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加検証する。
行政	第8章																		
	第37条	まちづくり組織		○		◎	○			○		◎				○		◎	地域の課題解決のために自主的に活動するまちづくり組織の設立及び活動状況により検証する。
	第38条	まちづくり組織とおいらせ町				◎	○			○		◎				○		◎	まちづくり組織の設立に向けた行政の取組み状況により検証する。
	第9章																		
	第39条	運用状況の検証				◎	○					◎	○					◎	見直し作業の取組状況により見直しの翌年度に検証する。
	第40条	条例の見直し				◎	○				◎	○					◎	見直し作業の取組状況により見直しの翌年度に検証する。	

令和元年度 主に行政の取組を検証する
 令和2年度 主に町民の取組を検証する
 令和3年度 主に議会の取組を検証する
 令和4年度 主に町民及び行政の取組を検証する
 令和5年度 主に行政の取組を検証する。また、見直し作業を実施する。

令和2年度 自治基本条例検証作業における条項別留意点

第4条 生活に関する 権利	町民の生活に関する権利が守られているかどうか。心身の健康面、安心安全な環境か、自然が保たれているか、移動手段に不自由はないか、自由に学べられるか。逐条に記載されていることをもとに町民アンケートの回答項目や委員の実生活、知見を踏まえた意見をもらう。
第5条 子どもの権利	全ての子どもが健やかに成長する権利が守られているかどうか。逐条に記載されていることをもとに、町の子どもに関する計画、町民アンケートの回答項目や委員の実生活、知見を踏まえた意見をもらう。
第6条 個人情報	町民の個人情報やプライバシーが尊重されているかどうか。逐条に記載されていることをもとに町民アンケートの回答項目や委員の実生活、知見を踏まえた意見をもらう。
第7条 参加に関する 権利	町民のまちづくり参加の権利。行政、議会、地域の状況を知ることができているか。政策形成に参加できているか。逐条に記載されていることをもとに、各課の行政情報提供状況、各課個別計画のパブコメや住民懇談会の状況、町民アンケートの回答項目や委員の実生活、知見を踏まえた意見をもらう。
第8条 自立と自律	町民がまちづくり主体者として自立と自律、自己責任意識、危機管理意識の精神を持ち、自らの言動に責任を持っているか。逐条に記載されていることをもとに町民アンケートの回答項目や委員の実生活、知見を踏まえた意見をもらう。
第9条 まちづくりへの 参加	町民が暮らしやすい地域社会づくりのため、地域活動、公益活動、ボランティア活動など自主的な活動を行っているか。逐条に記載されていることをもとに町内会加入率や町民アンケートの回答項目や委員の実生活、知見を踏まえた意見をもらう。
第10条 町民、行政及び 議会との協働	町民が、行政や議会のことを学び、理解するとともに、三者が協働の気持ちをもってまちづくりを進めているか。逐条に記載されていることをもとに議員選挙投票率、議会傍聴状況、町民アンケートの回答項目や委員の実生活、知見を踏まえた意見をもらう。
第11条 互いの権利を 守る責任	町民がお互いを尊重し、権利を守るという気持ちをもって生活しているかどうか。逐条に記載されていることをもとに委員の実生活、知見を踏まえた意見をもらう。

第12条 ふるさとと地球を守る責任	町民がふるさとの歴史、文化を重んじているか、環境への意識を持っているかどうか。逐条に記載されていることをもとにゴミ資源の取り組み状況、町民アンケートの回答項目や委員の実生活、知見を踏まえた意見をもらう。
第17条 情報公開と説明責任	行政からの情報提供や説明等が適切に行われているかどうか。逐条に記載されていることをもとに、各施策の住民説明会や懇談会等の状況、町民アンケートの回答項目や委員の知見を踏まえた意見をもらう。
第30条 行政評価	行政が事業推進にあたり、計画、予算、執行の評価見直しを行っているか、その過程に町民が関わっているかどうか。逐条に記載されていることをもとに、町が実施している事業評価を踏まえ、委員から意見をもらう。
第31条 情報公開・情報共有	行政からの情報公開、町民との情報共有が適切に行われているかどうか。逐条に記載されていることをもとに、自治基本条例施行取扱要領第3条～第9条の運用状況、行政情報公開制度の運用状況、各課の会議等の公開状況、行政情報提供状況、委員の知見を踏まえた意見をもらう。
第32条 審議会等における委員の公募	附属機関や懇談会の組織にあたって、町民からの公募委員が含まれているかどうか。逐条に記載されていることをもとに、自治基本条例施行取扱要領第15条～16条の運用状況、総数2割以上、男女比率等、委員の知見を踏まえた意見をもらう。
第33条 参加の保障	行政と町民の直接対話の場の提供、政策策定過程での意見提出の機会が行われているかどうか。逐条に記載されていることをもとに、自治基本条例施行取扱要領第10条～14条の運用状況、広聴、住民懇談会、ワークショップ、パブコメの状況等、委員の知見を踏まえた意見をもらう。
第37条 まちづくり組織	協働のまちづくりの基盤として、概ね学校区ごとに町内会を軸とした地域課題解決のための自主的な地縁型組織ができているかどうか。逐条に記載されていることをもとに、現在の地域づくり協議会等の組織状況や最近の動き等を踏まえ、委員の知見を踏まえた意見をもらう。
第38条 まちづくり組織とおいらせ町	町が地域づくり協議会に活動しやすいよう協力し、必要な施策を講じているか、協議会の意思を可能な限り町政に反映しているかどうか。逐条に記載されていることをもとに、現在の地域づくり協議会の活動状況、補助金の運用状況、総合計画地区別構想の動き等を踏まえ、委員の知見を踏まえた意見をもらう。